

外国為替令等の一部を改正する政令案要綱

第一 外国為替令の一部改正

核兵器等の開発、設計又は使用のために利用されるおそれのある貨物の設計、製造又は使用に係る技術を輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三に掲げる地域である外国において提供することを目的とする取引等について、許可を要することとする。

（第十七条及び第十八条の二関係）

第二 輸出貿易管理令の一部改正

一 別表第三に掲げる地域を仕向地とする核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵のために利用されるおそれのある貨物の輸出等について、許可を要することとする。

（第一条及び第四条第二項関係）

二 銃砲等の貨物を無償等で輸出する場合について、許可を要しないこととする。

（第四条第一項ただし書関係）

三 核兵器等以外の兵器等の開発、製造又は使用のために用いられるおそれのある工作機械等の貨物の輸出について、許可を要することとする。

（第四条第一項第三号及び第四号並びに別表第一関係）

第三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令の一部改正
合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族、軍人用販売機関等、軍事郵便局、軍用銀行施設及び契約者等については、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第二項から第四項までに規定する義務を免除すること。
（第九条関係）

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 附則

- 一 この政令の施行期日に関する規定を設けること。
（附則第一項関係）
- 二 関係政令について所要の改正を行うこと。
（附則第二項関係）